

受付

国民健康保険料徴収猶予申請書

令和 2 年 7 月 25 日

(あて先) 千葉市長

下記のとおり千葉市国民健康保険条例第32条の規定により別紙証明書を添えて申請いたします。

平成か令和を記入(エクセルの場合はリストから選択)

世帯主の氏名

被保険者証番号	12345678-01	納付義務者氏名	千葉 太郎
世帯の被保険者数	2 人	納付義務者職業	自営業
対象年度	平成 31 年度	賦課された保険料	450,600 円
徴収猶予を必要とする保険料	93,500 円	「徴収猶予を必要とする保険料の内訳」の合計額を記入(エクセル作成の場合は自動計算されます)	

左側の「対象年度」の保険料総額を記入<<※1>>

徴収猶予料をの必要内訳と	4 月 期	円	10 月 期 (5 期)	円
	5 月 期	円	11 月 期 (6 期)	円
	6 月 期 (1 期)	円	12 月 期 (7 期)	2,000 円
	7 月 期 (2 期)	円	1 月 期 (8 期)	1,500 円
	8 月 期 (3 期)	円	2 月 期 (9 期)	45,000 円
	9 月 期 (4 期)	円	3 月 期 (10 期)	45,000 円

理由
飲食店を営んでいるが、コロナウイルスの影響で3月から5月まで営業できず、売上げが全くなかった。
6月から営業を再開したが、預貯金がなく、売上げをすぐに保険料の納付に充てるのは難しいため。

「徴収猶予を必要とする保険料の内訳」と同様に記入(エクセル作成の場合は自動入力されます。)

納付計画
納期限<<※2>>をいつまで延長したいか記入してください。申請日から1年以内としてください。(申請日が令和2年7月25日の場合は最長で令和3年7月24日)
1年を超えて記入された場合は、申請自体を却下します。

納付計画	納付額	納付期限	摘要
10月期(5期)	円	R . .	
11月期(6期)	円	R . .	
12月期(7期)	2,000 円	R . .	
1月期(8期)	1,500 円	R . .	
2月期(9期)	45,000 円	R 2 . 8 . 31	
3月期(10期)	45,000 円	R 2 . 8 . 31	

記入不要

申請者	氏名	千葉 太郎	納付義務者との関係	本人
	住所	千葉市 中央区 千葉港 2番1号 (建物名、部屋番号) コミュニティ荘101号室		
	連絡先	電話番号 (携帯番号などの日中連絡先)	080-1234-5678	
	電子メールアドレス			

記入不要

内容確認のため連絡をすることがありますので、必ず記入してください。確認が取れない場合は申請を却下することがあります。

【記入例②:過年度分の申請をする場合】

平成31年度分の保険料総額<<※1>>は450,600円
1月期までの保険料(計360,600円)は納付済みだが、未納が残っている

8月中には納付可能

明細書

住所 千葉市中央区千葉港2番1号コミュニティマンション101号室

氏名 千葉 太郎

12345678-01

延滞金計算日 令和2年●月●日

賦課年度	相当年度	科目	期別	納期限	保険料	延滞金	法定納期限等	備考
H31	H31	国民健康保険料	12	R2.1.6	円	円		
						2,000		
H31	H31	国民健康保険料	1	R2.1.31				
						1,500		
H31	H31	国民健康保険料	2	R2.3.2	45,000	(1,300)		
H31	H31	国民健康保険料	3	R2.4.1	45,000	(1,000)		
		小計			90,000	5,800		

未納額が分からない場合は、健康保険課にお問い合わせの上、明細書を取り寄せてください。申請書には保険料と確定延滞金(保険料納付済み期別の延滞金)のみ記入してください。ただし、予定延滞金(保険料未納期別の延滞金)も金額が確定し次第ご納付が必要です。

<<※1>>当該年度相当分の保険料合計額のことです。国民健康保険料通知書の「保険料決定額(今回)」や「今回決定額(合計)」の欄に記載されています。

<<※2>>元々定められている、保険料を納めなければならない期日のこと。国民健康保険料通知書の「普通徴収(納付書または口座振替によるお支払い分)」の「納期限」の欄に記載されています。●月期の納期限は●月の月末(土日祝日の場合は翌営業日)です。